



# こくほ組合報

2021年(令和3年)1月発行

第49号

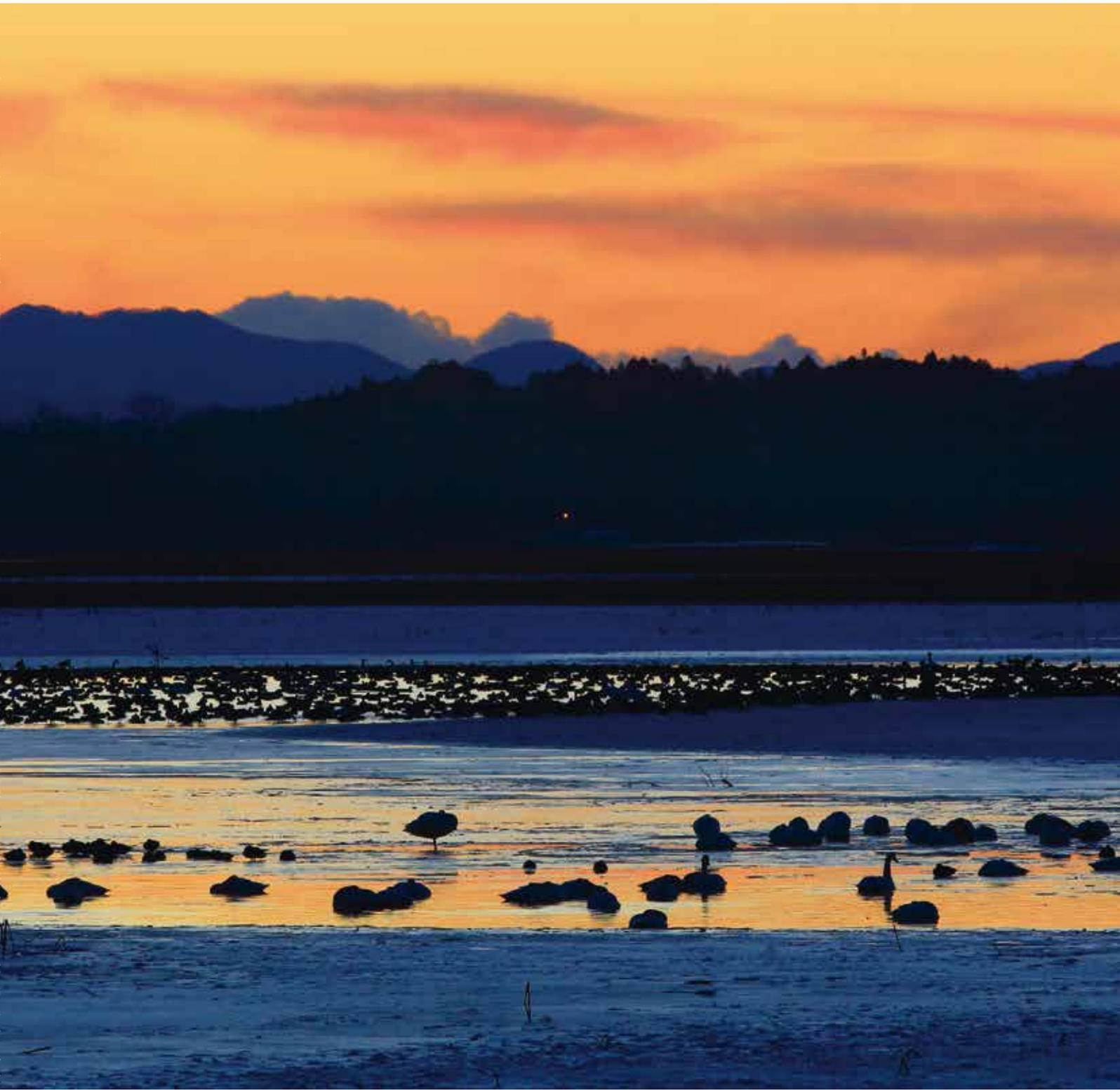
合併号

健康づくり  
を考える  
情報誌

# kokuho

宮歯国保だより  
ニュースレター2021  
終号

No. 24



# 目 次

## こくほ組合報 編

巻頭言	理事長 細谷 仁憲	1
第123回（令和元年度第2回）通常組合会		4
第124回（令和2年度第1回）通常組合会		6
全国歯科医師国民健康保険組合連合会 通常総会		11
一般社団法人全国国民健康保険組合協会 通常総会等		11
北海道・東北地区 歯科医師国民健康保険組合協議会		12
国保制度改善強化全国大会		12
令和2年度支部長会		13
宮歯会報での広報一覧		14
国保医療費の推移		17
令和3年度月別行事予定表		18

## ニュースレター 編

支部だより	仙南支部支部長 玉野井 修	20
特集：みやぎを歩く「ウォーキング+歴史」をしてみよう	河原町編	21
投稿：健康づくりの一考察“優しいまなざしを”	宮内歯科医院 宮内 昭穂	25
国保からのお知らせ：新型コロナウイルス感染対策		27



### ■冬の伊豆沼

伊豆沼は秋から冬にかけて渡り鳥の越冬地であり、マガン（国の天然記念物）、ヒシクイ（国の天然記念物）、マガモ、オナガガモ、カルガモ、コガモ、キンクロハジロ、オオハクチョウ、コハクチョウなどが飛来する国内有数の場所として、1985年（昭和60年）に国際的に重要な湿地を保全する「ラムサール条約」に登録された。これは日本国内で2番目の登録地である。



「オンライン資格確認」令和3年3月から開始に向けて  
～マイナンバーカード取得・個人の保健医療情報履歴管理  
・オンライン資格確認の推進～

宮城県歯科医師国民健康保険組合  
理事長 細谷 仁 憲

現在、厚労省によって進められているマイナンバーカード・保険証によるオンライン資格確認は、顔認証カードリーダーと資格確認用端末（PC）、支払基金・国保中央会が運営するオンライン資格確認等システムと接続するためのネットワーク環境（ルータ、回線等）の整備により、令和3年3月からオンライン資格確認を開始することができるようになります。令和2年8月から顔認証付きカードリーダーの申請が開始されたところですが、歯科医療機関からの反応が鈍いのが現状のようです。その理由としては、義務化ではないこと、促進に取り組む立場にある厚労省、都道府県、保険者（国保組合等）及びその設立母体である歯科医師会からの必要な情報が歯科医療機関に十分には浸透されていないこと、顔認証付きカードリーダーメーカーや歯科用レセコン、カルテコンに関わるベンダー等の自身の対応の遅れ及び関わる対応（導入と運用にあたって歯科医療機関にはどの位の費用がかかるのか？公的助成は？等に対する明朗化等）の遅れ、機微な個人情報の管理への懸念があること等があると思われまます。

日本歯科医師会のスタンスは、「各歯科医療機関においては、先ずは顔認証カードリーダーの導入のみを行っていただき、令和3年3月からのオンライン資格確認に向けて準備をしていただくことが大事で、その上で現在使用のレセコン、カルテコンとの接続については、最適なシステム構築に向けて関係者と引き続き相談していただきたい。接続を希望する歯科医療機関への明朗な改修費用等の働きかけ等のバックアップを行っていく。」とのことでした。

本組合としても、組合員歯科診療所においてスムーズな導入、システム移行が可能になるよう、阻害要因の解消に取り組んでいく必要があると考えております。その一端として、ここでは、マイナンバーカード取得・個人の保健医療情報履歴管理・オンライン資格確認について、実施される経緯と概要を3年前の巻頭言に続いて以下にまとめてみましたので、ご理解の一助としていただければ幸いです。

〈経緯〉

未来投資戦略2017（2017年6月9日閣議決定）において、個人の保健医療情報の履歴管理、オンライン資格確認等に関して、「○個人・患者単位で、最適な健康管理・診療・ケアを提供するための基盤として、「全国保健医療情報ネットワーク」を整備する。同ネットワークは、患者基本情報や健診情報等を医療機関の初診時等に本人の同意の下で共有できる「保健医療記録共有サービス」と、更に基礎的な患者情報を救急時等に活用できる「救急時医療情報共有サービス」等で構成し、これら自らの生涯にわたる医療等の情報を、本人が経年的に把握できる仕組みであるPHR（Personal Health Record）として自身の端末で閲覧できるようにすることを目指す。2020年度からの本格稼働に向け、本年度中に実証事業を開始しつつ、具体的なシステム構成等について検討し、

来年度以降、詳細な設計に着手する。○医療保険のオンライン資格確認及び医療等ID制度の導入について、来年度からの段階的運用開始、2020年度からの本格運用を目指して、本年度から着実にシステム開発を実行する。」ことが明記された。

これを受けて厚労省は、2017年11月8日の社会保障審議会医療保険部会において、被保険者番号を個人単位化した上で、支払基金及び国保中央会においてマイナンバー制度に係る情報連携のために構築された既存のインフラを活用して一元的に管理することとし、オンラインで保険医療機関等の窓口から支払基金及び国保中央会に資格情報を照会・確認する仕組みを整備する方針を正式に示した。以降、2018年3月までにオンライン資格確認システムの開発に関するこれまでの調査研究の成果を踏まえつつ、その後検討される新たなモデル案との違い等について調査、分析し、開発内容を整理するための調査研究事業を行い、その結果を取りまとめ、支払基金と国保中央会ではこれを踏まえてシステム開発事業者の調達手続きに入り、同年6月初旬を目途にシステム開発に本格的に着手し、2020年度からの本格的運用をめざすこととなった。

〈背景と概要〉

## ■ 被保険者番号の個人単位化と資格履歴の一元管理

### 【現状と課題】

#### ○世帯単位での付番

- ・現在の被保険者番号は、基本的に世帯単位。保険者は個人（特に被扶養者）の状況把握までは求めている。今後、保健事業を通じた被保険者の健康管理等の役割が保険者に一層期待されている中、個人単位でデータを連結できない現在の状態は、データヘルスの推進の観点からも課題。

#### ○保険者ごとの管理

- ・各保険者でそれぞれ被保険者番号を付番しており、資格管理も保険者ごと。加入する保険が変わる場合、個人の資格情報（氏名、生年月日、性別、被保険者番号、資格取得日、負担割合等）は引き継がれず、継続的な資格管理がされていない。

### 【課題解決策】

- ①加入する保険が変わっても、個人単位で資格情報等のデータをつなげることを容易にするため、被保険者番号を個人単位化。（※医療等分野の情報連携に用いる識別子（ID）としての活用も想定－マイナンバー制度の情報連携のために構築されている既存のインフラ（レセプト請求の専用回線や保険者のマイナンバー関連システム等）を活用）
- ②新しい被保険者番号も保険の変更に伴い変わることとなるが、加入する保険によらず資格情報等を連結させて管理するため、個別の保険者に代わって支払基金・国保中央会が一元的に管理する。（保険者が共同で資格管理を委託）。

## ■ オンライン資格確認

### 【現状と課題】

- 現行の健康保険証による資格確認では、資格喪失後の未回収による受診や、それに伴う過誤請求が請求時に判明。保険者・医療機関等の双方に負担が発生。

### 【課題解決策】

- ・マイナンバーカードの電子証明書を保険医療機関・薬局の窓口で読み取って、受診時やレセプト請求前等にオンラインで支払基金・国保中央会に資格情報を照会・確認する仕組みを整備する。「見えない」「預からない」ので、医療現場で診療情報がマイナンバーと紐づけて管理されることはない（定められた利用目的以外でのマイナンバーの書き写し等は不正利用であり、法律で禁止されている）。

## ■ マイナポータルを活用した特定健診データの個人向け提供サービス

### 【現状と課題】

#### ○健康管理の必要性

- ・特定健診・保健指導の実施率は年々上昇。予防・健康づくりの重要性は、「骨太の方針」・「未来投資戦略2017」にも明記されており、一層の取り組みが求められる。このため、インセンティブ改革の実施とあわせて、国民一人一人の行動変容を促すことが重要。

#### ○保険者ごとの管理

- ・現在は、保険者ごとに被保険者の特定健診等のデータを管理。加入する保険が変わる場合、個人のデータは引き継がれず、継続的に把握されていない。

### 【課題解決策】

- ・加入する保険が変わっても、過去のデータも含めて閲覧できるシステムを構築。マイナポータルを活用し、特定健診データを本人に提供。－コストを抑えつつ、効率的な開発を進める観点から、支払基金・国保中央会において被保険者個人の資格情報を継続的・一元的に管理する仕組み（オンライン資格確認）を活用。

## ■ 被保険者番号の活用効果

### 1. 医療保険事務の効率化

- ・オンライン資格確認を含めた資格管理の活用により、資格過誤の減少、医療保険事務の効率化を図ることができる。
- ・資格過誤が発生した場合でも、レセプト請求時に審査支払機関で正しい保険者に請求することができる。

### 2. 保健医療データの個人向け提供サービス

- ・個人単位の資格履歴を活用し、加入者が自らの健診情報等を閲覧することで、行動変容、生活習慣病予防につながる。

### 3. 保健医療情報の連携推進

- ・新被保険者番号の活用で、医療機関・薬局等での情報連携が推進され、患者情報の共有により医療の質の向上や適正化等の効果も期待される。

### 4. 制度の縦割りを超えた保健医療データ分析

- ・一元的に管理された被保険者番号の履歴を活用すれば、制度の縦割りを超えたデータ分析が可能になる。

## 第123回（令和元年度第2回）及び第124回（令和2年度第1回）通常組合会

令和2年2月と同7月の上記各組合会は、新型コロナウイルス感染症の拡大に係る厚生労働省等関係機関からの情報に基づき、組合会議員は招集せず書面表決書による議決方式とした。

第123回通常組合会の主な議題は、令和2年度の事業計画と予算。続く第124回には令和元年度の事業報告と決算及び決算剰余金の処分について。何れも原案が可決され、知事への届出・認可に関しても手続きが完了している。

そして既に第122回（令和元年7月20日）通常組合から意見交換をしてきたテーマが「新たな給付制限」についてであり、協議の結果、この案は大方のご理解を得ているところである。

医療保険制度における「相扶共済」の精神を理解し、歯科医師国保組合という保険者の特性を踏まえた上での正しい保険請求を目指すのが目的であることから、地区歯科医師会代表で構成する支部長会でも2年に亘り意見交換を行い、皆様のご理解と賛同を頂いていることから、次期通常組合会での成立を目指し、十分な調整期間を経て実施に向けていくこととした。

### 第123回通常組合会の概要 令和2年2月

（2・25 宮菌 緊急新型コロナウイルス感染対策会議）

2・26 臨時理事会（書面議決）において、今回の組合会は書面表決によることとすることを承認

㍻ 組合会議員に対し、書面表決とすることへの賛否を問うFAXを発信

2・27 議員30名中29名の賛成により、書面表決とすることに決定

㍻ 組合会議員に対し、この結果をホームページ及びFAXで事前連絡の上、議案2件（事業計画及び予算）について書面表決による議決を求める  
通知文書を発送

3・2 2議案とも賛成 29名

事業計画案のみ賛成 1名

（賛成多数で2議案とも可決）

㍻ 理事会事前打合せにて経過報告・協議

3・3 齋 議長にこの経過と今後の予定を報告し、承諾を得る

3・10 理事会において、2議案の可決を確認

3・13 組合会議員に対し、2議案が可決したこと等を通知

4・20 組合会議員に対し、事前質問とそれに対する考え方を通知

#### 【令和2年度事業計画】

##### 1. 基本方針

我が国の人口減少はそのまま各医療保険者の被保険者数に反映し、当国保組合も、最大時の6,400人台から令和元年11月には5,800人台と減少しております。

しかし、医療費を見ますとここ数年は年間平均10億円の大台からほとんど動きが見られない状況にあります。

人口の高齢化や医療技術の進展、更には超高額な薬剤の開発とその保険適用の拡大などに伴い、この傾向は一層顕著になることも考えられるところであります。

このような中、厚生労働省が平成30年度に行った国保組合に対する所得調査の結果によっては、平成28年度から5年計画で行われてきた国庫補助率の削減が更に厳しい状況になることも懸念されます。

また、新たな補助として平成30年度からスタートした「国保組合保険者インセンティブ」により、実施する事業項目の内容に応じて点数化され補助金が配分される仕組みが導入されました。

当組合においても、今後、国の示す施策に則した事業へのシフトが求められてくるものと思われれます。

国民健康保険法が目的とする「事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与する」と謳う第1条はまさに相扶共済の根本精神であり、この国民生活のセーフティーネットとしての社会保障制度の中で私たちは「医療保険」の分野を担っている立場にあります。

国が奨めるマイナンバー制度への適切な対応を図りながら、より適正な保険請求が行われる体制を堅持して参ります。

昨今、天変地異が続いており、生活環境の大きな変化や自然災害に限らず連日報道される社会に広がる凶悪、悲惨な事件や交通事故など、あらゆる社会環境が健康な心身の維持にも大きく影響してくることが考えられます。

今後とも、関係法令・組合同規約等に基づき保険料を的確に徴収して健全な財政運営を図ると共に、組合員のご理解のもと歯科給付の検証を行い、被保険者一人ひとりが健康的な生活習慣を實踐して医療費適正化に繋がる広報活動を継続し、法令遵守の業務運営に努めて参りますので今後とも皆様の特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

**【令和2年度会計歳入歳出予算】**

歳 入

款	2年度 予算額	元年度 予算額	比較	備 考
1 国民健康保険料	千円 1,323,304	千円 1,341,662	千円 △ 18,358	
2 使用料及び手数料	1	1	0	
3 国庫支出金	388,889	382,563	6,326	特定財源
4 前期高齢者交付金	1	1	0	
5 共同事業交付金	40,064	49,879	△ 9,815	特定財源
6 財産収入	30	10	20	
7 繰入金	1	1	0	
8 繰越金	333,909	203,811	130,098	
9 諸収入	702	702	0	
歳入合計	2,086,901	1,978,630	108,271	

歳 出

款	2年度 予算額	元年度 予算額	比較	本年度予算の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国庫支出金	全協交付金	
1 組合会費	千円 950	千円 950	千円 0	千円	千円	千円 950
2 総務費	72,793	70,922	1,871	5,719		67,074
3 保険給付費	839,304	859,264	△ 19,960	202,961	40,064	596,279
4 後期高齢者支援金等	359,072	346,883	12,189	92,990		266,082
5 前期高齢者納付金等	203,380	214,885	△ 11,505	36,920		166,460
6 老人保健拠出金	5	5	0	1		4
7 介護納付金	165,771	154,301	11,470	46,918		118,853
8 共同事業拠出金	60,089	58,682	1,407	3,243		56,846
9 保健事業費	89,015	85,003	4,012	137		88,878
10 積立金	20,004	40,004	△ 20,000			20,004
11 諸支出金	39,423	39,402	21			39,423
12 予備費	237,095	108,329	128,766			237,095
歳出合計	2,086,901	1,978,630	108,271	388,889	40,064	1,657,948

**【新たな給付制限の考え方】**

〈対象疾患〉

- ・ 歯周病及び歯肉炎(P・G)、エナメル質初期う蝕(Ce)、う蝕多発傾向者(C管理中)などの慢性疾患

〈対象処置等〉

- ・ 全ての病名における歯科衛生実地指導（実地指）
- ・ 上記対象疾患に係る歯科疾患管理料及び関連加算
- ・ 歯周病患者画像活用指導料(P画像)
- ・ 歯周病検査（歯周基本検査、歯周精密検査、

混合歯列期歯周病検査)

- ・スケーリング(SC)、スケーリング・ルートプレーニング(SRP)、歯周ポケット搔爬(PCur)及びその再治療(50/100)
- ・機械的歯面清掃処置(歯清)
- ・歯周基本治療処置(P基処)、歯周疾患処置(P処)
- ・フッ化物歯面塗布処置(F局)

〈対象者〉

- ・歯科医師国保組合 全被保険者  
※峻別することは、審査上煩雑で困難

〈例 外〉

- ・歯周外科手術を必要とするような重度歯周病や、全身疾患や介護状態等により必要と思われる歯周病治療と管理、SPTについては申請制とする。
- ・要介護等、寝たきり、入院で外出禁止等により訪問診療を行わなければならない状態における歯周病治療とその管理。
- ・重篤な全身疾患における周術期等口腔機能管理。  
※・申請内容は症状詳記によるものとし、理事会での判断・決定に委ねる取り決めるを行う。(組合会等)  
・個人情報の取扱注意

〈その他〉

- ・医院スタッフのほとんどが顎関節症であったり、漫然と長期にわたる治療(Hys処置や投薬等)など、歯科医学的に疑義が生じる著しい傾向的治療
- ・診療内容や他院レセプトとの突合せ等により、自院での診療実態に疑義が生じる事例
- ・分院内同士での診療、別医療機関であっても親子や夫婦など自家診療に類似する事例
- ・大学病院、他県診療所等については、保険者と被保険者において調整するものとし、当該医療機関へ負担をかけないようにする。

## 第124回通常組合会の概要 令和2年7月

- 6・16 第3回理事会において、7月25日開催予定の第124回通常組合会は書面表決によることを決定
- 6・25 組合会議員に対し、招集はせず書面表決の方式で開催とすることを予告通知文書を発送
- 6・26 一部議員から電話連絡等があり
  - ・厚労省は組合会の書面表決を認めていないので、理事の専決処分で対応すべきではないか。
  - ・宮歯及び仙歯が代議員会を開催しているのだから国保組合も書面表決とするべきではない。
  - ・緊急事態宣言も解除されており、議員数も少ないのだから三密も避けられる。
  - ・直接意見を述べる機会を設けるべきと思う。
- 7・1 招集をしないで書面による表決の正当性を行政に再確認(第123回通常組合会に確認済み)の上、各理事にも確認
- 7・6 組合会議員に対し議案書を送付、事前質問等を求めた
- 7・10 事前質問を締め切るも、提出なし
- 7・14 理事会において、組合会議員に対する書面議決及び協議事項に関する意見の提出を求めることを決定
- 7・15 上記について発送、締切りを7月22日とした
- 7・22 全議員が全議案に「賛成」の表決
  - 〳 この結果を各役員に送付(持回り理事会)、また組合会議長にも提出してそれぞれ原案どおり可決することの確認を得た
  - 〳 これを踏まえて組合会議員に対し、理事長及び組合会議長連名での原案可決の通知文書を発出(17:30 FAX及び郵送)
- 7・27 この経過を各役員に報告、その後、議事録の作成、県への報告・認可申請等

### 【規約の一部改定に係る報告】

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

**第13条の2** 給与等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第六項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

**2** 傷病手当金の額は、一日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した三月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）の三分の二に相当する金額（その金額に、五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第四十条第一項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の三十分の一に相当する金額の三分の二に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

**3** 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた

日から起算して一年六月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

**第13条の3** 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第二項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

**第13条の4** 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けるときは、その額を支給額から控除する。

**2** 前項の規定によりこの組合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

#### 附 則

この規約は、公布の日から施行し、改正後の第13条の2から第13条の4までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規程で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

#### 【令和元年度会計歳入歳出補正予算】

#### 令和元年度会計歳出補正予算

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 保険給付費		859,264	2,665	861,929
	4 出産育児諸費	32,250	2,665	34,915
9 保健事業費		85,003	5,139	90,142
	1 保健事業費	85,003	5,139	90,142
10 積立金		40,004	11	40,015
	1 積立金	40,004	11	40,015
12 予備費		108,329	△ 7,815	100,514
	1 予備費	108,329	△ 7,815	100,514
補正されなかった款・項に係る額		886,030	0	886,030
歳 出 合 計		1,978,630	0	1,978,630

## 【令和元年度事業報告】

平成31年4月から令和2年3月へと、大きな変革を踏まえてスタートした令和元年度は、ノーベル賞の受賞、ラグビーワールドカップでの大活躍、NBAからのドラフト指名など多方面での躍進が見られた年でもありました。

しかし、反面、全国的気象の変動が続き、中でも当地の台風19号による大きな被害や、消費税10%、新型コロナウイルス感染等の追い打ちはまさに被保険者皆様の生活様式まで一変させるような激動の1年でありました。

人口動態統計による出生率が最小値を示す中、当国保組合の被保険者数の漸減は続き、令和元年度は5,827人となっております。これは平成28年度比3%減、平成25年度比6%減であります。各年度末現在

一方、医療費の推移を見ますと、平成27年度に初の10億円台に達して以来1人あたりの医療費が年々増加しております。

非常に高額な薬剤の開発、保険収載の拡大に加え、医療技術の進展や寿命の延伸等により、この傾向は更に進むものと推量されます。

それぞれの保険者による医療費の支払総額は、

当該保険組合に加入する被保険者が負担する保険料額に反映されるため、組合員一人ひとりの自助努力で医療費の適正化や健康づくりの推進を図るという原点にたち、各診療所・家族の健診受診率100%を目指し、その結果に基づいた適切な対応を確実に行うことが、当国保組合の健全な運営に資することになると考えます。

さて、3年に1度の組合員加入資格の調査に基づき、現行様式では最終となる令和元年10月1日を交付日とする新たな被保険者証を発行いたしました。

住民基本台帳に基づく住所であること、歯科医業・業務に携わっていること等、客観的証拠書類に基づく加入資格の確認は、国民健康保険法に基づき実質的な行政事務を取り扱う公法人として、法令遵守の基本業務であります。

当国保組合員としての身分証明、又保険診療の受診券として大切に保管すること、資格喪失の際には速やかに返還する事など、繰り返し広報を行って参りました。保険料納付の義務と保険給付を受ける権利の両面を丁寧にお知らせしながら、健全な運営に努めて参りますので、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

第4号議案 令和元年度会計歳入歳出決算

令和元年度会計歳入歳出決算書

自：平成31年4月1日  
至：令和2年3月31日

歳入決算額 2,172,350,845円  
歳出決算額 1,776,676,179円  
差引残高 395,674,666円

《歳入》

(単位：円)

款	当初予算額	補正等額	予算現額	決算額	当初予算に対する執行率(%)	予算現額との比較
1 国民健康保険料	1,327,049,000	0	1,341,662,000	1,366,258,302	101.8	24,596,302
2 使用料及び手数料	1,000	0	1,000	0	0.0	△ 1,000
3 国庫支出金	391,419,000	0	382,563,000	454,167,579	118.7	71,604,579
4 前期高齢者交付金	1,000	0	1,000	0	0.0	△ 1,000
5 共同事業交付金	48,458,000	0	49,879,000	38,727,000	77.6	△ 11,152,000
6 財産収入	10,000	0	10,000	36,798	368.0	26,798
7 繰入金	1,000	0	1,000	0	0.0	△ 1,000
8 繰越金	99,883,000	0	203,811,000	310,163,061	152.2	106,352,061
9 諸収入	1,502,000	0	702,000	2,998,105	427.1	2,296,105
歳入合計	1,868,324,000	0	1,978,630,000	2,172,350,845	109.8	193,720,845

《歳出》

(単位：円)

款	当初予算額	補正等額	予算現額	決算額	当初予算に対する執行率(%)	予算現額との比較
1 組合会費	950,000	0	950,000	516,764	54.4	433,236
2 総務費	70,922,000	0	70,922,000	62,170,100	87.7	8,751,900
3 保険給付費	859,264,000	2,665,000	861,929,000	779,462,817	90.7	82,466,183
4 後期高齢者支援金等	346,883,000	0	346,883,000	346,431,743	99.9	451,257
5 前期高齢者納付金等	214,885,000	0	214,885,000	214,633,432	99.9	251,568
6 老人保健拠出金	5,000	0	5,000	0	0.0	5,000
7 介護納付金	154,301,000	0	154,301,000	154,175,263	99.9	125,737
8 共同事業拠出金	58,682,000	0	58,682,000	56,106,000	95.6	2,576,000
9 保健事業費	85,003,000	5,139,000	90,142,000	90,141,120	106.0	880
10 積立金	40,004,000	11,000	40,015,000	40,014,418	100.0	582
11 諸支出金	39,402,000	0	39,402,000	33,024,522	83.8	6,377,478
12 予備費	108,329,000	△ 7,815,000	100,514,000	0	0.0	100,514,000
歳出合計	1,978,630,000	0	1,978,630,000	1,776,676,179	89.8	201,953,821

正味財産の内訳

(単位：円)

摘 要	金額
1. 特別積立金 (国民健康保険法施行令第19条の規定による積立)	182,615,762
2. 給付費等支払準備金 (国民健康保険法施行令第20条の規定による積立)	80,000,000
3. 退職給与積立金 (組合職員の退職時における退職金積立)	21,132,484
4. 保健事業積立金 (被保険者の健康増進を図る保健事業基金)	100,234,291
5. 施設修繕費等積立金 (施設の修繕に備えるための積立)	60,002,004
6. 預託金 (ハイタクチケット販売)	50,000
7. 土地 (仙台市青葉区国分町1-5-1)	164,704,179
8. 建物 (仙台市青葉区国分町1-5-1)	67,172,322
9. 什器備品 (トレーニング器具他)	21,204,422
10. 次期繰越収支差額	395,674,666
正味財産合計	1,092,790,130

- (注) (イ) 1については、当期の積立額及び取崩額はない。  
 (ロ) 2については、当期の積立額及び取崩額はない。  
 (ハ) 3については、当期の積立額は、2,383円である。  
 (ニ) 4については、当期の積立額は、10,031円である。  
 (ホ) 5については、当期の積立額は、40,002,004円である。

監査報告書

宮城県歯科医師国民健康保険組合

理事長 細谷 仁 憲 様

宮城県歯科医師国民健康保険組規約第44条に基づき、令和元年度事業の執行状況及び会計歳入歳出決算並びに財産目録等について、各種事業関係文書、会計諸帳簿及び証憑書類等を閲覧、照合し、また必要に応じて質疑するなど、詳細かつ厳密に監査した結果、いずれも適正に処理されていることを確認いたしましたので報告します。

令和2年6月29日

監事 川村 皓 雄 ㊟

監事 関 直 和 ㊟

第5号議案 令和元年度会計決算剰余金処分

歳入合計額	2,172,350,845 円
歳出合計額	1,776,676,179 円
差引剰余金	395,674,666 円

上記剰余金を下記のとおり処分する。

特別積立金	0 円
給付費等支払準備金	0 円
施設修繕費等積立金	60,000,000 円
翌年度繰越金	335,674,666 円

令和元年度末現在法定積立金過不足状況

(単位：円)

区 分	特別積立金	給付費等支払準備金
年度末現在積立額	182,615,762	80,000,000
要積立額	144,124,998	61,779,243
過不足額	38,490,764	18,220,757

## 令和元年度 第2回通常総会

日 時：令和2年2月28日(木)  
全歯連発第73号：書面議決

(議 事)

- 第1号議案 令和2年度事業計画について
- 第2号議案 令和2年度会費賦課並びに徴収について
- 第3号議案 令和2年度歳入歳出予算について

## 令和2年度 第1回通常総会

日 時：令和2年10月5日(月)  
全歯連発第119号：書面議決

(議 事)

- 第1号議案 令和元年度事業について
- 第2号議案 令和元年度歳入歳出決算について

## 第74回通常総会

日 時：令和2年3月13日(金)午後1時  
場 所：東京都 明治記念館  
出席者：(委任状提出)

(議 事)

- 第1号議案 令和元年度一般会計収支補正予算について
- 第2号議案 令和元年度システム共同事業会計収支補正予算について
- 第3号議案 令和2年度事業計画について
- 第4号議案 令和2年度会費について
- 第5号議案～7号議案 令和2年度各種会計収支予算について

## 第75回通常総会

日 時：令和2年7月21日(火)  
全協発第17号：書面議決

(議 事)

- 第1号議案 令和元年度事業報告について
- 第2号議案～4号議案 令和元年度各種会計収支決算について
- 第5号議案 第77回通常総会の開催地について

## 第40回 東北支部総会・研修会

日 時：令和2年5月14日(木)  
2全協東北支部第3号：書面議決  
(当番：青森県歯科医師国保組合)

(議 事)

- 第1号議案 令和元年度事業状況報告について
- 第2号議案 令和元年度会計収支決算について
- 第3号議案 令和2年度事業計画について
- 第4号議案 令和2年度の会費について
- 第5号議案 令和2年度会計収支予算について
- 第6号議案 次期役員等について

## 北海道・東北地区 歯科医師国民健康保険組合協議会

日 時：令和2年7月31日(金)  
北・東北歯協第4号・5号：書面議決  
(当番：北海道歯科医師国保組合)

(第4号議事)

- 議案第1号 令和元年度事業状況報告について
- 議案第2号 令和元年度歳入歳出決算について

(第5号議事)

- 議案第1号 令和2年度事業計画について
- 議案第2号 令和2年度歳入歳出予算について

## 国保制度改善強化全国大会

日 時：令和2年11月13日(金)午後1時  
場 所：東京都 砂防会館  
出席者：都道府県代表者

### 決 議

本日ここに、全国の国民健康保険関係者が一堂に会し、国民健康保険が直面する諸問題の改善を期して、国保制度改善強化全国大会を開催し、慎重審議した結果、次のとおり満場一致これを採択した。

国は、国民健康保険制度の現状を踏まえ、次の事項を必ず実現されるよう本大会の総意をもって強く要望する。

### 記

- 1、医療保険制度の一本化を早期に実現すること。
- 1、国保の財政基盤強化のための公費投入の確保を確実に実施するとともに、保険者努力支援制度等が有効に活用されるよう、財政支援の充実を図ること。
- 1、普通調整交付金が担う自治体間における所得調整機能は、今後もその機能を維持し、見直しを行わないこと。
- 1、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すため、公立病院等の医療提供体制や国保制度の安定的な運営が確保できるよう、地方自治体及び国保連合会に対して必要な支援措置を講じること。
- 1、後期高齢者医療制度の窓口負担の見直しについては、必要な医療への受診抑制につながらないよう、低所得者に十分配慮すること。

- 1、子どもの医療費助成等の地方単独事業に係る国庫負担減額調整措置の全廃及び子どもに係る均等割保険料（税）の軽減制度の創設を行うこと。
- 1、生涯にわたる健康づくりや高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進するため、保健医療専門職の確保やKDBシステム等を活用した保健事業への支援を更に充実させること。
- 1、医師をはじめとした医療・介護人材の確保、地域偏在の解消のため、必要な措置を講じること。
- 1、オンライン資格確認等システムの円滑な実施やデータヘルス改革の推進に当たっては、国の責任において財政支援をはじめ必要な措置を講じること。
- 1、国民健康保険組合の健全な運営を確保すること。

以上決議する。

令和2年11月13日

国保制度改善強化全国大会

## 令和2年度 宮城県歯科医師国民健康保険組合支部長会

県内9地区歯科医師会を母体とした国保の支部長会の年に一度の会合であり、国保組合の事業と予算の実態について意見交換を行って地域との意思疎通を図っている。

特に、以前から協議を重ねて考え方を練り上げてきた「新たな給付制限」については、内容の了承を踏まえた上で実施のスケジュールにまで話題は進展し、予定としては来年2月の組合会で具体的な決定を行い、数ヶ月の調整期間を経て実施に移すとの構想に至ったところである。

### 支部長名簿

支部区分	支部長名	事務所所在地	電話番号	FAX番号
仙台	小菅 玲	〒980-0803 仙台市青葉区国分町一丁目5-1 宮城県歯科医師会館4階	022-225-4748	022-225-4794
塩釜	郷家 敏昭	〒985-0021 塩釜市尾島町9-19	022-361-1870	022-366-9761
岩沼	遠藤 裕三	〒989-2441 岩沼市館下一丁目1-19	0223-29-4835	0223-29-4836
仙南	玉野井 修	〒989-1606 柴田郡柴田町船岡上大原20-1 玉野井歯科医院	0224-57-1711	0224-57-1730
石巻	高砂 知章	〒986-0815 石巻市中里三丁目10-12 石巻口腔健康センター内	0225-94-9361	0225-94-9362
大崎	戸田 慎治	〒989-6155 大崎市古川南町一丁目6-2 大崎口腔保健センター内	0229-91-0305	0229-91-0306
登米	高橋 利光	〒987-0702 登米市登米町寺池目子持井25-1 高橋歯科医院	0220-52-3210	0220-52-3887
栗原	三浦 満雄	〒989-5501 栗原市若柳字川北片町75-3 三浦歯科医院	0228-32-6310	0228-32-2518
気仙沼	加藤 誠	〒988-0053 気仙沼市田中前一丁目4-7 田中前加藤歯科医院	0226-22-1167	0226-22-1167

# 宮歯会報へ掲載、制度の周知やご案内をして参りました

■ 2020. 3

## 当国保組合が行っている 医療給付などを除いた給付等の内容です

医療保険制度においては、「療養の給付」などその実施と内容が法定化されているもののほかに、各保険者の裁量によるものがあり、ここではその後者について当国保組合が行っているものをご案内します。

なお、その給付や補助金支給の対象となるのは、全て被保険者資格がある時点での事案ということになります。

- ・ 出産育児一時金（全ての医療保険制度 42万円）
- ・ 傷病手当金（第1・4種組合員）（10日以上連続入院 5千円/日×180日）
- ・ 葬祭費（5万円～15万円）
- ・ その他保健事業及び現行補助限度額

### ○ 人間ドック等各種健診補助

第1種組合員	62,000円
40歳以上の第2・3種組合員	25,000円
第1・4種組合員の配偶者	25,000円
40歳未満の第2・3種組合員	12,000円

### ○ 特定健診・特定保健指導（40歳以上の全被保険者）

〈特定健診〉 集団健診	5,000円
個人健診	7,000円

### 〈特定保健指導〉

動機付け支援・積極的支援とも  
全額補助

### ○ B型肝炎検査・ワクチン接種

（第1・2・3種組合員）10,000円

### ○ インフルエンザワクチン接種

（全被保険者1回につき）1,500円

【参考】以下は他の法令によるもので、国民健康保険には無い制度です。

### 協会けんぽ等の健康保険（社会保険）

- ・ 出産手当金（出産での休業による給与減額の一部補填）
- ・ 傷病手当金（業務外の疾病等での休業による給与減額の一部補填）
- ・ 任意継続被保険者

### 雇用保険

- ・ 育児休業給付金（育児休業による給与減額の一部補填）

### 労災保険

- ・ 休業（補償）給付（業務上及び通勤途上の疾病等での休業による給与減額の一部補填）

## 各種補助金の申請を忘れていませんか。

申請は3月末日でメ切となりますので、ご確認ください。

令和元年度の「健康診断」や「インフルエンザワクチン接種」などの申請書はホームページからダウンロードすることもできます。

■ 2020. 4

## 「医療費のお知らせ」は、再発行できません

皆さんが3か月間に受診された内容を、年4回発行しております。

1月から3月までの受診分を	5月下旬に送付	
4月から6月までの受診分を	8月	〳
7月から9月までの受診分を	11月	〳
10月から12月までの受診分を	2月	〳

このような予定でそれぞれ発送しておりますので、ご確認ください。

なおこの通知書は宮城県国民健康保険団体連合会に委託し、受診データを基にその契約電算会社が作成しており、当国保組合では納品されたハガキをそのまま発送しているものであります。

従って、個別の組合員についてこの医療費通知を再作成することはできませんので、必要な場合は大切に保管くださるようお願いいたします。

■ 2020. 5

## 健康診断への国保組合補助金について

当国保組合の被保険者の皆さんへの補助金（限度額）は、次の2種類があります。

### 1. 健康診断・ドック等

第1種組合員	62,000円
第2・3種組合員	12,000円
（受診日が40歳以上の方 25,000円）	

家族（18歳以上） 12,000円

（第1・4種組合員の配偶者 25,000円）

- ・ 第2・3種組合員の資格で加入されている方で、受診日が40歳以上になっていないときは12,000円が補助限度額ですのでご注意ください。
- ・ 第1・4種組合員の配偶者の特例（年齢を問わず25,000円）は、「家族」として加入している場合の特例ですのでご注意ください。

### 2. 特定健康診査・特定保健指導

市町村が行う集団検診で受けたとき 5,000円

掛かりつけ医院等で個別に受診したとき 7,000円

健診後の保健指導 全額補助

- ・国が進めている、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に関する健診と指導で、対象者は年度内に40歳～74歳に達する方です。
- ・主な検査内容は、身体計測と採尿、採血です。

(項目)

問診  
 身体計測（身長・体重・BMI・腹囲）、血圧測定  
 尿検査（尿糖・尿蛋白）  
 血液科学検査（中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール）  
 肝機能検査（AST(GOT)・ALT(GPT)・γ-GTP）  
 血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c）

※1の健診等でも特定健康診査受診券（セット券）が必要な場合がありますので、保険証と共にご持参ください。

なお、4月1日以降に加入された該当の方には、その都度、受診券を発行いたします。（加入の翌月末になりますのでご了承ください）

※新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、健診機関によって何らかの対応をすることも考えられることから受診前に確認されると共に、当国保組合のホームページも適宜ご覧ください。

## ■ 2020. 6

### 新型コロナウイルス感染症と被保険者への財政対策

新型コロナウイルス感染症に感染、又はその疑いにより仕事を休み、賃金が減額になった被用者等に対する「傷病手当金」の支給や、同感染症により主たる生計維持者が死亡した世帯等に対する保険料減免などの厚労省通達が出されております。

しかし、具体的な支給や減免の基準、手続きなどの詳細については今後の通知を待つこととなりますので、わかり次第、改めてご案内をいたします。

この度の感染症に関しては、あらゆる策を講じてその拡大を阻止し終結に向かうべく、全国民が一丸となって努力をしていかなければなりませんので、組合員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## ■ 2020. 7

### 補助金の振り込みができません！

インフルエンザや健康診断の補助金申請書などに記載された振込口座に送金の手続きをしても「該当する口座がありません」といった連絡が入ることがあります。

申請された先生に連絡すると「別の支店だった」「口座番号を間違って書いた」「口座名義人が法人名から始まるのに個人名だけ書いた」などなど…

このような場合は振込んだ金額をいったん取り戻し、再度振込の手続きを行いますので送金に時間がかかるばかりでなく、たとえインフルエンザの補助金1,500であっても、初めの振込手数料+取り戻す手数料+再振込手数料(660円×3)=1,980円となり、振込額より大きくなってしまいます。

組合員の皆さんが負担する保険料と国庫補助金という貴重な財源を大切に使うためにも、ご自分の口座をもう一度確認して記入されますようお願いいたします。

金融機関名

支店名

口座番号

口座名義人

## ■ 2020. 8

### 新型コロナウイルス感染症に関し

国の通知に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する当国保組合の対応を次のとおりとしましたので、該当される組合員は予め事務局にご連絡ください。

#### ①傷病手当金の支給について

- ・新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われる被保険者で、4日以上就労ができずに賃金（報酬）が減額等なった場合、事業主と医療機関の証明など一定の条件のもと「傷病手当金」を支給することにいたしました。

#### ②保険料の減免

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の事業収入等が前年の10分の3以上減少した世帯等について、確定申告書・源泉徴収票・帳簿・給与明細書などの添付書類により判定して国保保険料（含・介護保険料）の免除をすることにいたしました。

### 給付制限のご案内

- ・当国保組合では、全ての被保険者について「欠損補綴」に関する治療は保険適用外としております。

## ■ 2020. 9

### 国保保険料に係わる法令は\_\_\_\_\_

法第76条（保険料）

2項 組合は、…組合員から保険料を徴収しなければならない。

規約例第18条（保険料の賦課額）

組合員は、保険料として、次の区分による額の合算額を、毎月組合に納付しなければならない。

- 1 国民健康保険事業に要する費用…〇円（29,900円）

- 2 後期高齢者支援金等の納付に要する費用…〇円 (4,200円)
- 3 介護納付金の納付に要する費用…〇円 (40歳以上4,400円)
- 4 保健事業のうち、後期高齢者の組合員に要する費用…〇円 (第4種組合員3,600円)

このほか、国民健康保険法施行令・国民健康保険法施行規則・地方税法・地方自治法・国民健康保険組合規約例・宮城県歯科医師国民健康保険組合規約、国民健康保険料賦課徴収規程など、行政事務と同様の定めが適用されます。

国民健康保険法に基づき、知事の認可を受けて設立された当国保組合は、一定の地区内に住所を有し、歯科医業に携わる同業者で組織する公法人としてこれらの法令等を遵守して運営されております。

**9月分の国保保険料は、9月30日までに納付してください。**

10月1日には「**滞納**」としての取り扱いとなります。

## ■ 2020. 10

### 国保制度としては、

国保組合は、市町村国保を土台とし、これを補完するという立場から同種・同業者で組織された公法人であり、国民健康保険法に基づき国に代わって健康保険事業を担っております。

従って、その事業内容も法令に定められた範囲のものとなっております。

主な給付は「療養給付」などの医療に関することですが、その他には次のようなものがあります。

- 「出産育児一時金」(42万円)…産科医療保障制度加入医療機関の場合
- 「葬祭費」(組合員種別により5万円～15万円)
- 「傷病手当金」(第1種・4種組合員で10日以上連続入院した場合、1日につき5千円で180日を限度)

なお、国民健康保険法には、「休業による給与減額」を補填するものは制度的にありませんのでご留意の上、従業員の方にもよろしくお伝え願います。

<参考-他の制度では->

- 労働保険によるもの
  - 雇用保険
    - ・育児休業給付金 →ハローワーク
    - 労災保険
      - ・休業(補償)給付金 →労働基準監督署
  - 健康保険(協会けんぽ等)によるもの
    - 出産育児一時金・出産手当金・傷病手当金・埋葬料

## 新型コロナウイルス感染にかかる傷病手当金について

令和2年7月29日付け宮歯国発第19号をもってお知らせしておりますこのことについて、適用期間が9月30日までとされておりましたが、同年8月17日付け厚労省通知によりこれが同年12月31日までに延長されましたのでお知らせいたします。

## ■ 2020. 11

### 保険証の不正使用を未然に防ぐ

当国保組合に加入すると交付される被保険者証は、宮城県歯科医師国保組合の被保険者であることを示す証明書であると共に、保険診療を受けるための受診券でもあります。

第1種組合員(雇用主)・第2種組合員(従業員)・第3種組合員(勤務歯科医師)及びその家族として、また、第4種組合員の家族としての加入届が受理されれば、自動的にこれを交付します。

大切に保管してください。

また最近、保険証を持ったまま退職したスタッフと連絡が取れないという事例が増えております。**法令に基づく返還義務**があり、資格喪失後の不正使用(詐欺罪)を防ぐためにも、また次の保険に加入するにしても当国保組合が発行する「資格喪失証明書」が必要となりますので、雇用時点で十分に理解を求めることが必要です。

**保険証は退職日の翌日から使用できません。その回収は雇用主の責任で行って頂いております。**

なお、**加入・喪失などの届出は全てその事実発生をもって受理**することになりますので、保険証や喪失証明書を前もって交付することはできません。

医療保険者として全ての処理が法令遵守の下に施行されますのでご理解を願います。

## ■ 2020. 12

### スタッフの方からの問い合わせがよくあります。「国保組合には無いんですか？」

○宮城県歯科医師国保組合に限らず、国民健康保険制度そのものに無いものです。

任意継続制度	} 協会けんぽ等の社会保険加入者に給付されるもの
出産手当金	
傷病手当金(※①)	
埋葬料	

※①疾病等での休業による給与減の補填。

国保組合の「傷病手当金」は、1種組合員への見舞金。

育児休業給付金	} 労働保険(※②)から給付されるもの
休業(補償)給付金	

※②歯科医師会に委託している方は宮歯の労保担当者へ。

それ以外の方はハローワーク（育児休業給付  
雇用保険

金）又は労基監督署（休業給付金）へ。  
労災保険

○宮城県歯科医師国保組合の独自の給付制限です。  
保険請求はできません。

- ・全ての被保険者に係る欠損補綴とその関連診療
- ・第1種、4種組合員の家族に係る全ての歯科診療
- ・自院において第1種組合員が受ける診療  
**（スタッフやご家族にも是非ご伝達願います。）**

12月分の国保保険料は、12月23日が引去り日となっており  
ます。  
1月1日には「滞納」としての取り扱いとなります  
ますのでご留意願います。

## 国保医療費の推移

月別医療費費用額の状況

（単位：円）

診療年（月）	4月	5月	6月	7月	8月	9月
平成28年度	76,302,000	68,802,000	79,883,000	82,190,000	75,750,000	75,912,000
平成29年度	92,274,000	78,314,000	76,367,000	77,496,000	82,476,000	80,399,000
平成30年度	86,278,000	82,107,000	98,942,000	81,680,000	81,291,000	73,375,000
令和元年度	82,968,000	74,168,000	82,718,000	85,515,000	82,520,000	77,686,000
令和2年度	74,922,000	59,903,000	73,242,000	73,609,000	81,603,000	70,027,000

診療年（月）	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成28年度	76,434,000	87,068,000	81,717,000	76,773,000	85,120,000	92,196,000	958,147,000
平成29年度	91,377,000	87,160,000	86,919,000	86,277,000	83,505,000	109,492,000	1,032,056,000
平成30年度	82,932,000	82,200,000	91,979,000	90,720,000	78,728,000	77,557,000	1,007,789,000
令和元年度	82,904,000	78,434,000	80,066,000	86,195,000	73,999,000	82,164,000	969,337,000
令和2年度	80,305,000	-	-	-	-	-	513,611,000

○医療費費用額は、自己負担と保険給付費を合わせた総額（10割相当額）で、医科、歯科、調剤、食事療養費、訪問看護療養費、療養費を含んだ各月の実績数値（千円未満四捨五入）。

保険給付費と保険料の推移

（単位：円）

診療年（月）	被保険者数 （人）	保険給付費 （A）	各種拠出金 （B）	合計 （A + B）	1人当たり額 ①+②	保険料 収納額	1人当たり 収納額
平成28年度	6,009	772,674,000	732,128,000	1,504,802,000	250,425	1,401,710,000	233,268
平成29年度	5,950	840,680,000	821,988,000	1,662,668,000	279,440	1,384,862,000	232,750
平成30年度	5,907	834,736,000	707,407,000	1,542,143,000	261,070	1,382,559,000	234,054
令和元年度	5,827	779,463,000	767,779,000	1,547,242,000	265,530	1,366,258,000	234,470
令和2年度	-	700,740,000	865,764,000	1,566,504,000	269,539	1,362,468,000	234,431
4月	5,840	4,706,000	60,654,000	65,360,000	-	66,742,000	-
5月	5,859	8,792,000	60,590,000	69,382,000	-	113,405,000	-
6月	5,842	61,633,000	84,666,000	146,299,000	25,043	115,144,000	19,710
7月	5,828	47,319,000	60,590,000	107,909,000	18,516	114,160,000	19,588
8月	5,809	58,043,000	60,590,000	118,633,000	20,422	113,376,000	19,517
9月	5,797	58,993,000	60,590,000	119,583,000	20,628	112,597,000	19,423
10月	5,783	65,987,000	94,297,000	160,284,000	27,716	112,417,000	19,439
平均値	5,812	58,395,000	72,147,000	130,541,600	22,465	113,539,000	19,536

- 1 保険給付費は、保険者が負担した療養諸費、高額療養費、出産育児一時金、傷病手当金、葬祭費等を含んだ各年度末（令和2年度は月末）現在の実績数値（千円未満四捨五入）。
- 2 被保険者数は、各年度末（令和2年度は月末）現在の届け出数であること。
- 3 令和2年度の [ ] 内は、平均値を年額に換算したもの。
- 4 各費用額の平均値は、保険給付関係費が6月分から平準化になるため、当該月を起点としたこと。
- 5 拠出金関係費は、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金、高額医療費共同事業拠出金等を含んだ各年度末（令和2年度は月末）現在の実績数値（千円未満四捨五入）。

## 令和3年度月別行事予定表

令和2年12月現在

	宮城県歯科医師国保組合		全 協	全 歯 連	北海道・東北 地区協議会 (宮 城)	宮 歯
	会務運営(日)	一般事業				
令和 3年 4月	理 事 会 (13)	・保険料賦課、通知 ・医療費通知				
5月	理 事 会 (11) 監 査 会 (26)		・支部総会、研修会 (5/ ・福島)			
6月	理 事 会 (8) 監 査 会 (-)	・広南病院協議会 ・常備薬品等配付	・本部通常総会 (6/15・名古屋市)			代議員会 (6/26)
7月	理 事 会 (9) 組 合 会 (24) 監 査 会 (21)	・国保連親善野球 ・医療費通知		・第1回通常総会 (7/ )		
8月	理 事 会 (10)					
9月	理 事 会 (14) 監 査 会 (22)				・協議会 (9/25)	
10月	理 事 会 (12) 支 部 長 会 (19)	・国保連協議会 ・医療費通知	・理事長、役員 研修会		・事務研修会 (10/15・16)	
11月	理 事 会 (9) 監 査 会 (22)	・国保組合連絡会	・国保組合被保 険者全国大会			
12月	理 事 会 (14)	・県指導監督				合同役員協議会 (12/11)
令和 4年 1月	理 事 会 (12) 監 査 会 (26)	・確定申告資料発行 ・こくほ組合報発刊 ・医療費通知				・新年会 (1/8)
2月	理 事 会 (8) 組 合 会 (26)	・健診契約更新確認 ・支部助成案内	・理事長、役員 研修会			
3月	理 事 会 (15) 監 査 会 (23)	・健診補助通知、 受診券発行	・本部通常総会	・第2回通常総会		代議員会 (3/ )
	随 時	・理事会事前打合せ、レセプト点検(毎月)・各担当役員打合せ・各種委員会 ・こくほ組合報、ニュースレター等発行・健康冊子等配付・加入資格確認				



